

第4次5か年計画 各論

第1章 快適で暮らしやすい交流拠点のまち

第1節 市街地の整備

現状と課題

本市の市街地は、沿岸部を中心に住宅地や商業施設、観光施設が混在する形態となっています。都市化の流れは周辺地域に新しい市街地を形成する一方、旧市街地では、空き店舗の増加や建物の老朽化が進行しています。

今後は、都市計画マスタープランに基づき、旧市町が一体となった都市計画の下、社会情勢の変化や地域の実情に応じた、総合的かつ計画的な市街地の形成を進める必要があります。

また、市内の自然豊かな農村風景、歴史・文化的資源と調和した景観を守るため、新たな土地利用や開発が周囲の風景・街並みと調和するように誘導する必要があります。

加えて、これまで本市の学術・文化・交流の拠点となってきた太海望洋の丘については、城西国際大学観光学部の移転に伴う諸問題に対応しながら、引き続き、これら拠点機能の充実と併せて、新たな地域の活性化に向けたまちづくりの検討を行っていく必要があります。

基本方針

地域の特性をいかし、景観にも配慮した市街地の再生と創出に向け、都市計画マスタープランに基づき、計画的な市街地整備を推進します。そのため、都市計画区域※の再編に向けた検討を進めます。

また、景観計画を策定し、自然豊かな農村風景や歴史・文化的資源と調和した「景観まちづくり」を推進します。

加えて、太海望洋の丘においては、城西国際大学観光学部の存続への取組とともに跡地利用の検討を進め、新たな人の流れを創り出すためのまちづくりに向けた取組を進めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	21.9% (令和元年度)	減少（改善）	

施策・事業内容

○良好な市街地環境の形成

- * 社会情勢の変化や地域の実情に応じた総合的かつ計画的な市街地の形成を推進するため、都市計画区域※の再編に向けた検討を進めます。

○景観施策の推進

- * 市内の自然豊かな農村風景や歴史・文化的資源と調和した景観を守るため、景観計画を策定し、「景観まちづくり」を促進します。

○安全で快適な住まいづくりの促進

- * 住宅・建築物の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断費及び耐震改修費等の助成を行います。

○太海望洋の丘を拠点としたまちづくりの推進

* 城西国際大学観光学部移転に伴う諸問題への対応と、太海望洋の丘周辺地域全体の活性化に向けた取組を推進します。

◆市民会議提案《第1分科会 施策8》

城西国際大学観光学部の移転は、現時点では存続運動もあり、軽々な判断は難しいところであるが、存続運動と平行して、移転確定後の有効な利活用に向け、対策を講じる。

第1章 快適で暮らしやすい交流拠点のまち

第2節 居住環境の充実

現状と課題

人口減少・少子高齢化が進行する中、ライフスタイルや価値観の多様化に対応した居住環境の整備が求められており、民間や関係機関との連携の下、自然環境に調和した良好な住宅地の形成を誘導していく必要があります。

古くからの住宅地は、道幅の狭い道路による不整形な街区が多く、環境・景観・防災・安全などの観点から、都市計画マスターplanに基づき、市民が住み続けたいと思える居住環境づくりに継続的に取り組むことが求められています。

また、近年は空き家等が増加し、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、適切な管理及び活用を図る必要があります。

加えて、令和3年度までには、千葉県により土砂災害警戒区域※の指定が予定されています。がけ崩れ等の自然災害から市民の生命の安全を確保するため、がけ地から安全な場所への移住等を進めていく必要があります。

一方、老朽化した市営住宅は、長寿命化計画に基づく住宅ストック※の確保と、入居者の高齢化に対応した快適な住環境の確保を計画的に進めていく必要があります。

基本方針

安全で快適な居住環境の形成のため、市街地における狭い道路の拡幅整備、がけ地に近接する危険住宅の移転に対する助成、民間による宅地開発等の適切な指導を行い、良好な住宅地の誘導を図ります。

また、良質な住宅ストック※の形成を図るとともに、これを定住の促進へと結び付けていくため、既存住宅の耐震化等のための改修や転入者の住宅取得に助成を行います。

空き家については、その発生を予防し、活用できるものは有効活用を図り、管理不全な空き家については解消を目指します。

市営住宅については、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理に努めるとともに、高齢者に配慮した居住空間の確保に努めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「住宅環境の充実」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	34.0% (令和元年度)	30.6%	
住宅の耐震化率	53.4% (平成28年3月)	95.0%	総合戦略KPⅠ
住宅取得奨励金制度の活用による転入者数（累計）	260人 (令和元年度)	432人	制度開始当初(平成23年度)からの累計
市営住宅の入居率	92.1% (令和元年度)	100.0%	
空き家の情報受理件数に対する改善率	41.5% (令和元年度)	45.7	

施策・事業内容

○快適な居住環境の実現

* 漁村区域内の狭い道路を拡幅し、生活環境の向上や災害時等における安全確保を図ります。

○安全で快適な住まいづくりの促進

- * 住宅・建築物の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断費及び耐震改修費等の助成を行います。（再掲、第1章第1節）
- * 安全な居住環境を形成するため、がけ地に近接する住宅の解体・撤去、移転費用の助成を行います。
- * 本市への定住を目的とした転入者の住宅取得を奨励することにより、定住促進を図ります。
- * 空き家等に関する対策を実施し、地域住民の生活環境を保全するとともに、安心で安全な地域社会の実現を図ります。

○市営住宅の維持管理

- * 居住環境の整った住宅ストック^{*}を確保するため、長寿命化計画に基づく市営住宅の改修に努めるほか、老朽化住宅の用途廃止を行います。

第1章 快適で暮らしやすい交流拠点のまち

第3節 道路網の整備

現状と課題

館山自動車道の全線開通や首都圏中央連絡自動車道の整備進展等により、高規格幹線道路網※が形成され、私たちの暮らす房総半島は、半島性の解消などのストック効果※が現れていますが、これらの機能を十分に発揮させるためには、国道127号富津館山道路から外房地域を経由し、首都圏中央連絡自動車道へ連絡する地域高規格道路※の整備実現が必要不可欠です。

また、地域間を結ぶ幹線道路の国・県道は、着々と整備がなされていますが、より一層の整備促進を求め、関係機関への積極的な要望活動を継続的に行っていく必要があります。

一方、延長約740kmに及ぶ市道のうち、国・県道を結ぶ主要幹線市道は、渋滞緩和や利便性の向上を目的としたバイパス道路として整備を図る必要があります。また、市道の快適性、安全性等を高めていくため、老朽橋梁等については、長寿命化修繕計画策定の下、予防的な修繕及び計画的な架け替えを行うとともに、一般市道は、生活道路として交通の支障箇所の改良等に努めていくことが求められています。

基本方針

地域高規格道路※「館山・鴨川道路」等の広域的な道路ネットワークの強化及び市内国・県道の整備促進と、より快適で利便性・安全性の高い道路網の形成を図るため、県との適切な役割分担と連携の下、市道（幹線道路・生活道路）の整備を進めます。

また、既存の道路施設については、市民の生命を守り、より信頼性の高い道路交通網を確保するため、橋梁やトンネル、舗装、法面等の法定点検と計画的な修繕を進めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
市道の改良率	31.8% (平成31年3月)	32.4%	
「国・県道など幹線道路網の整備促進」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	46.1% (令和元年度)	41.5%	総合戦略KPⅠ

施策・事業内容

○一般市道等の整備

* 日常生活に密着した生活道路の利便性・安全性の向上のため、地域要望に基づく計画的な市道の整備を行います。

◆市民会議提案《第2分科会 施策12》

子どもたちが安心して安全に通学や遊びに行けること、災害時に安全に避難できること等も道路の大きな役割の一つと言える。そのため、既存の道路や通学路、歩道の整備・修繕を進める。

* 市道等の利便性・安全性確保のため、各種補修工事の実施、地元区への草刈り作業委託、道普請支援に必要な資材提供等を行い、常時良好な道路環境を保持します。

◆市民会議提案《第2分科会 施策12》

子どもたちが安心して安全に通学や遊びに行けること、災害時に安全に避難できること等も道路の大きな役割の一つと言える。そのため、既存の道路や通学路、歩道の整備・修繕を進める。

○幹線道路の整備

- * 国・県道の整備を促進するため、インターチェンジへのアクセス向上や交差点改良、未改良区間の整備等について、期成同盟会等を通じた要望活動を進めます。

◆市民会議提案《第2分科会 施策 11》

観光シーズンの渋滞を減らすために、主要国県道以外の一般道（特に北部道路）の役割を整理する。

- * 国・県道の慢性的な渋滞緩和を図り、より安全かつ円滑な道路交通を実現するため、市道貝渚大里線の整備を進めます。

◆市民会議提案《第2分科会 施策 11》

観光シーズンの渋滞を減らすために、主要国県道以外の一般道（特に北部道路）の役割を整理する。

○橋梁等の維持管理

- * 市道に架かる橋梁・トンネル等について、法定点検を継続的に実施しながら、維持補修費の平準化を踏まえて長寿命化を実施し、道路交通の安全性を確保します。

○舗装・法面等の維持管理

- * 市道の舗装や法面、擁壁等道路施設について、維持補修費の平準化を踏まえて長寿命化を実施し、道路交通の安全性を確保します。

◆市民会議提案《第2分科会 施策 12》

子どもたちが安心して安全に通学や遊びに行けること、災害時に安全に避難できること等も道路の大きな役割の一つと言える。そのため、既存の道路や通学路、歩道の整備・修繕を進める。

○道路台帳の整備

- * 道路の区域や道路施設の現況、幅員等、道路管理事務を円滑に行うため、道路台帳の補正を毎年度実施するほか、市道認定路線の未登記土地の解消を行います。

第1章 快適で暮らしやすい交流拠点のまち

第4節 公共交通網の充実

現状と課題

本市の公共交通は、JR外房線と内房線の結節点である安房鴨川駅周辺を中心として放射状に形成されており、地域間の移動を担う手段としては、鉄道が海岸沿いに運行しているほか、東京及び千葉市方面へのアクセス手段である高速バス、近隣市町との間を結ぶ急行・幹線バスが運行されています。市内においては、民間事業者により、路線バス及びタクシーが運行されているほか、本市においてもコミュニティバスを運行しています。

公共交通は、高齢化の進行等によりその重要性は年々増している一方で、人口減少や自家用車の普及等により、利用者数の減少傾向が続き、その維持が大きな課題となっています。

特に、地域に欠かせない生活交通である路線バスについては、赤字額の拡大により、市の財政負担なしでは路線を維持できない状況となっており、また、コミュニティバスについても、輸送人員、収支率ともに減少傾向にあることに加えて、車両の経年劣化により修繕費は年々増加するなど、その運営は非常に厳しい状況となっています。

このようなことから、本市にとって持続可能かつ有効な公共交通網のあり方について、抜本的な見直しを行い、公共交通の維持確保を図る必要があります。

基本方針

地域公共交通計画^{*}に基づき、民・官の間における機能分担の明確化と連携の強化を図ることを基本として、将来にわたって持続可能な公共交通網を形成していくための取組を進めます。

また、既存の公共交通サービスの改善を図るため、沿線自治体等と連携を図り、民間事業者に対して各運行路線の利便性の向上を働きかけていきます。

さらに、民間の路線バスとコミュニティバスの一体的な路線再編や運行方法等の見直し、新たな公共交通システムの導入の検討などを行い、本市にとって持続可能かつ有効な公共交通網を形成することで、公共交通サービスの維持確保を図ります。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「鉄道の利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	61.2% (令和元年度)	減少（改善）	総合戦略KPⅠ
「路線バスの利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	65.1% (令和元年度)	減少（改善）	
「高速バスの利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	33.2% (令和元年度)	減少（改善）	総合戦略KPⅠ

施策・事業内容

○地域公共交通網の維持確保

* 地域公共交通計画^{*}の策定・評価・推進に取り組み、公共交通の利用促進、既存の公共交通の再編や見直し、新たな公共交通システムの導入の検討などを行います。

◆市民会議提案《第2分科会 施策1》

幹線の路線バスやコミュニティバス、鉄道等、既存の公共交通の利用率が低く、利便性、継続性に影響がでている。これらの利用率を高める。

◆市民会議提案《第2分科会 施策2》

都心部と鴨川を繋ぐ既存の公共交通（高速バス・鉄道）の更なる充実を図る。

また、バスターミナル（特に君津バスターミナル）までのアクセス性を向上させる。

◆市民会議提案《第2分科会 施策4》
交通弱者の移動を支えるため、現在試験運行中の乗り合い制デマンドタクシーを検証し本格運行に繋げる。

◆市民会議提案《第2分科会 施策5》
地域のつながりを基盤とした、助け合いのシステムとしての移動手段を創り上げる。

◆市民会議提案《第2分科会 施策7》
市内にある交通資源を有する全事業者と連携し、福祉ムーバーなどの先進事例を基に、交通弱者の移動を支える効率の良い移動システムを構築する。

◆市民会議提案《第2分科会 施策9》
観光交通と生活交通の一体化という視点で、既存の交通システムを見直す。

○生活交通の維持確保

* 沿線自治体や関係団体との連携の下、鉄道事業者に対して、ダイヤ改正や施設整備等に関する要望活動を行い、鉄道の利便性向上を図ります。

◆市民会議提案《第2分科会 施策1》
幹線の路線バスやコミュニティバス、鉄道等、既存の公共交通の利用率が低く、利便性、継続性に影響がでている。これらの利用率を高める。

◆市民会議提案《第2分科会 施策2》
都心部と鴨川を繋ぐ既存の公共交通（高速バス・鉄道）の更なる充実を図る。
また、バスターミナル（特に君津バスターミナル）までのアクセス性を向上させる。

* バス事業者に対する要望活動等を行い、市民の交通手段の利便性の向上を図るほか、バス運行に係る経費の補助を行い、民間路線バスの維持確保を図ります。

◆市民会議提案《第2分科会 施策1》
幹線の路線バスやコミュニティバス、鉄道等、既存の公共交通の利用率が低く、利便性、継続性に影響がでている。これらの利用率を高める。

◆市民会議提案《第2分科会 施策2》
都心部と鴨川を繋ぐ既存の公共交通（高速バス・鉄道）の更なる充実を図る。
また、バスターミナル（特に君津バスターミナル）までのアクセス性を向上させる。

* コミュニティバスを運行することにより、市民の交通手段の維持確保・利便性の向上を図ります。

◆市民会議提案《第2分科会 施策1》
幹線の路線バスやコミュニティバス、鉄道等、既存の公共交通の利用率が低く、利便性、継続性に影響がでている。これらの利用率を高める。

第1章 快適で暮らしやすい交流拠点のまち

第5節 上下水道の整備

現状と課題

本市の水道事業は、近年、人口減少、節水器具の普及や大口需要者による自己水源の活用等により、水需要は低下傾向にあり、令和元年度末の給水状況は、給水戸数 18,325 戸、給水人口 32,321 人、加入率 99.5% で、年間総給水量は 5,781,733 m³ となっています。

また、水道施設では、5つの浄水場や、南房総広域水道企業団から受水する2つの配水場のほか、地形的な状況から多くの加圧ポンプ所などの配水施設を擁しており、水管の総延長も約 381 km に及んでいます。この中には創設当時からの施設も多く、その維持管理や修繕費は年々増加しています。

平成 30 年 12 月に水道法の一部が改正され、人口減少に伴う水の需要減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化に向けた、関係者の責務の明確化と、広域連携・官民連携の推進、そして、適切な資産管理の推進などが新たに盛り込まれました。

今後は、水道事業が、拡張の時代から維持管理の時代へと、大きな転換期を迎えていることを踏まえ、将来の水需要の予測に基づき、施設のダウンサイ징※を見据えるとともに、自然災害の影響を最小限にとどめられる計画的な施設の整備・耐震化、また、管路の更新・耐震化も併せて推進し、安定した水道供給の確保に努めるとともに、水道事業の健全性の確保に取り組み、持続可能な運営基盤の確立を図ることが求められます。

一方、本市の公共下水道は未整備であることから、生活排水を浄化し、河川や海域の水質を保全していくための汚水処理は、主に合併処理浄化槽により対応しており、今後は、なお一層の意識啓発を図りながら、この普及拡大に努めていく必要があります。

さらに、近年、台風や豪雨などの発生頻度が増している中、浸水被害が見られる地区もあるため、この対策としての排水機能の強化が求められています。

基本方針

平成 30 年度に策定した「鴨川市水道ビジョン・経営戦略」に掲げる「安全」、「強靭」及び「持続」の各分野における課題について、適正な財源確保と投資の合理化を図り、安全・安心な水を将来にわたって安定的に供給できるよう、水需要の予測を踏まえ、水道事業の健全性を維持しつつ、水道施設の整備と維持管理並びに老朽化が進んでいる施設・設備の更新を計画的に実施します。

また、県営水道と用水供給事業体の統合の取組を踏まえ、令和 7 年度を目指して、南房総地域の末端給水事業体※の統合・広域化も併せて推進し、安定した経営基盤の確立に努めます。

さらに、公共用水域の水質保全と、衛生的で快適な生活環境の確保のため、生活排水対策として、合併処理浄化槽への転換を、市民への意識啓発を十分に行いつつ、継続的に促進します。

加えて、市街地における浸水被害の解消を目指し、排水路等の適切な設置による雨水等処理機能の維持・向上を図ります。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
残留塩素濃度※の目標達成率 (令和元年度)	89.96%	90.00%	
配水管等の耐震化率 (令和元年度)	10.76%	12.76%	
汚水処理人口普及率 (令和元年度)	46.4%	53.4%	

施策・事業内容

○安全で良質な水の安定供給

- * 浄水場等施設の更新・改良を計画的に行うことで水質事故や施設事故等を未然に防止し、安全で良質な水の供給に努めます。
- * 老朽化の進む配水管等の更新・維持管理を適正に行い、水の安定供給に努めます。
- * 鴨川市水質検査計画に基づく検査を実施することにより、水質に対応した浄水処理を実施します。
- * 専用水道、簡易専用水道等の施設の適正な設置及び管理を指導し、飲用水道の安全性を確保します。

○水道事業の運営基盤の強化

- * 水道事業に関する広域的な課題に対し、南房総地域末端給水事業体※の統合を進めるほか、関係事業体との連携により、安全で良質な水を将来に渡り、安定的に供給します。

○下水処理機能の充実

- * 単独浄化槽又は汲取便槽から合併処理浄化槽への転換に助成し、生活排水の適正処理を促進します。
- * 老朽化の著しい都市下水路※の計画的な更新や清掃など、適切な維持管理を行います。